

平成29年2月20日  
四国電力株式会社

## 監査等委員会設置会社への移行について

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月開催予定の第93回定時株主総会で承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしました。

### 1. 移行の目的

当社は、持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでおります。今後、電気事業が大きな変革期を迎えるなかで、事業環境の変化に、より機動的かつ柔軟に対応していくことが必要であると考えております。

こうした認識のもと、取締役会の議決権を有する社外取締役の増員等による経営の監督機能の強化と同時に、取締役会から取締役への権限委任を通じた意思決定の迅速化による業務執行機能の強化をはかるため、「監査等委員会設置会社」へ移行するものであります。

### 2. 移行の時期

本年6月開催予定の第93回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、移行する予定です。

### 3. その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、決定次第お知らせいたします。

(別紙) 「監査等委員会設置会社」の概要について

以上

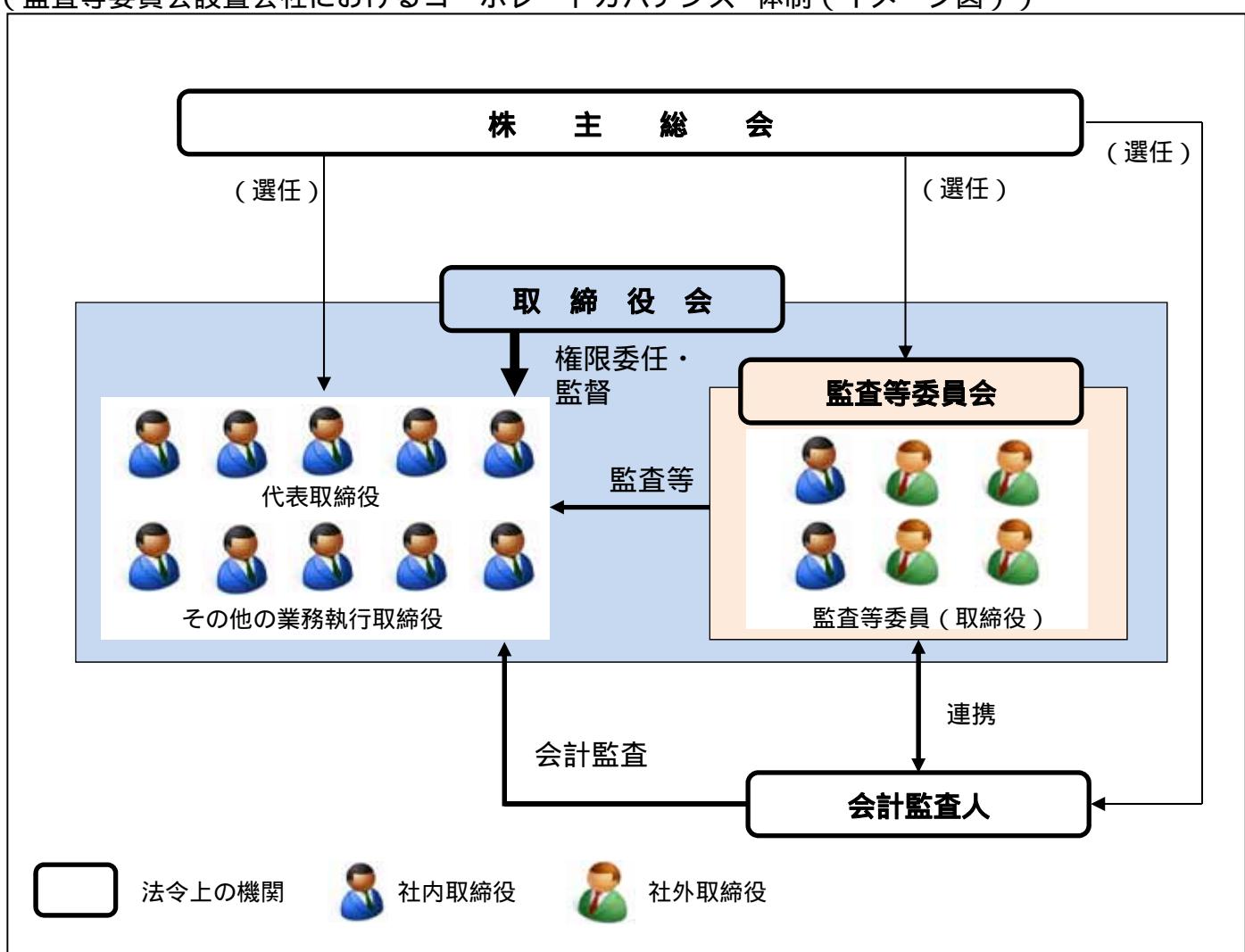
## 「監査等委員会設置会社」の概要について

監査等委員会設置会社は、平成27年5月1日施行の改正会社法で新たに創設された経営機構である。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3人以上で構成し、その過半数は社外取締役でなければならない。また、監査等委員は、取締役会の議決権を有する。

監査等委員会設置会社においては、定款に規定を置き、取締役会で決議することにより、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役に権限委任することができる。

(監査等委員会設置会社におけるコーポレートガバナンス 体制(イメージ図))



経営の意思決定、業務執行およびその監督等のしくみ。企業統治ともいわれる。